

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。

評価の視点：内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な方針
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織体の権限と役割
- ・内部質保証の全学的組織と内部質保証に関わる学群・学部・研究科その他の組織との関係（役割分担）
- ・教育の企画・運用・検証・改善（PDCA サイクル）についての指針

本学は、定められた建学の精神と教育の理念のもとで、また当該規模（収容定員 2210名）と分野構成（人間総合学群・人文学部・人間健康学部・看護学部・人文科学研究科）を有する大学として、教育の目的・目標を恒常的・継続的に達成し、教育の質を保証するために、内部質保証の全学的な方針及び手続きを、以下に示す「内部質保証に関する全学基本方針」（以下、「全学基本方針」と略す）として定めている（根拠資料 2-1【ウェブ】）。

1. 本学は、認証評価を含めた継続的な自己点検・評価活動及び複数の媒体による情報公開活動を通して、社会に対する教育の質の保証と説明責任を果たす。
2. 本学の内部質保証は、学長の責任の下、大学執行部が主体となり、本学全構成員の連携と協力に基づき推進する。大学執行部は、「教育指針に関する検討委員会」と連携し、点検・評価・改善委員会をはじめ、改善活動にあたる諸組織を主導する。自己点検評価業務においては、大学執行部に若干の委員を加えた「自己点検評価委員会」を組織する。
3. 建学の精神及び教育の理念を原点として一貫性を保持した改革・改善を進めるために、学園の中長期計画をふまえ、将来構想に則った計画的な改善、改革及び点検活動を行う。
4. 全学的教学マネジメントのもとで、学群・学部・研究科及び事務部門との連携を常に図りながら、教育の企画、運用、点検、改善及び評価活動を実施し、内部質保証の方針を損なう行為を生じさせないように留意する。
5. 明確な根拠に基づいた教育活動の分析を恒常的に行う。分析結果は公表し、在学生に還元させていく。また、「教育指針に関する検討委員会」は、点検・評価活動の公平性を保つため、外部評価を積極的に取り入れる。さらに、「学校法人駒澤学園内部監査室」によってガバナンス及びコンプライアンスの維持・向上につとめる。

内部質保証に関する大学の基本的な方針は、「全学基本方針」の1に「社会に対する教育の質の保証と説明責任を果たす」として表されている。また、内部質保証の推進に責任

を負う全学的な組織体の権限と役割は、「全学基本方針」の 2 において、学長と大学執行部が責任主体となること（責任の所在）、諸々の委員会を主導しながら連携を図ること（役割の分担）が示されている。さらに、内部質保証の全学的組織と内部質保証に関わる学群・学部・研究科その他の組織との関係（役割分担）は、「全学基本方針」の 4 において「学群・学部・研究科及び事務部門との連携を常に図りながら、教育の企画、運用、点検、改善及び評価活動を実施」すると明言されている。教育の企画・運用・検証・改善（PDCA サイクル）についての指針は、「全学基本方針」の 4 で、全学的かつ組織的な PDCA サイクルの運用を図ること、内部質保証に関する例外的措置を極力避けるように留意すること、「全学基本方針」の 5 で、外部評価を積極的に取り入れること、在学生への還元を図ることが明記されており、実現に向けての具体的な指針となっている。

以上、内部質保証のための全学的な方針は明確にされており、誰もが容易に参照できる方法で公表していることから、適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織体の整備とそのメンバー構成

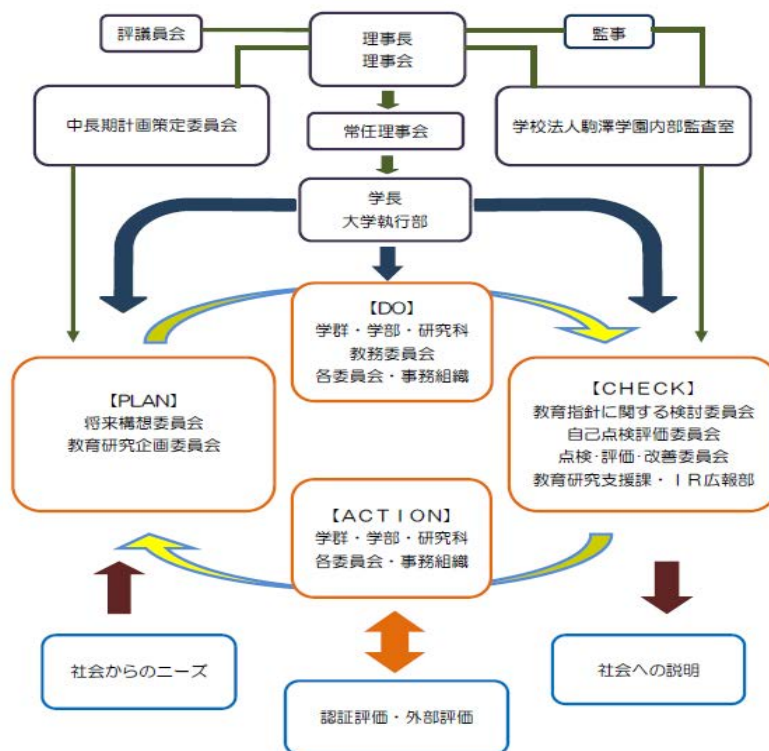
内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制は、「駒沢女子大学における教育の質保証システムイメージ図」に示されている（次頁参照）（根拠資料 2-2【ウェブ】）。

本学では、ゆるぎのない内部質保証を実現していくために、実動を伴う実行（D）、改革・改善（A）を除いた、計画（P）と点検・評価（C）の項目において、法人帰属の機構を用意している。「中長期計画策定委員会」と「学校法人駒澤学園内部監査室」である。これらの 2 組織は、全学内部質保証推進組織の補助機関として機能している。

まず、計画（P）の最上位に位置づけられる中長期計画策定委員会は、駒沢学園の将来のあり方を、長期 15 年、中期 5 年の時間幅で検討・検証する機関である。平成 30（2018）年度は、平成 25（2013）年度に始まった第 1 次中期計画の検証を行い、第 2 次中期計画の策定を進めている段階である（第 1 章点検・評価項目③、p 7 参照）。中長期計画策定委員会は、経営面を含め、学園の全教育課程を見渡す組織である。ただし、学園運営の中心はあくまでも大学・短期大学にあり、そのことは駒沢学園第 1 次中期計画にも示されている。大学の内部質保証は、そこで定めた複数の戦略プランを拠り所としながら恒常的に実施されている。

次に、学校法人駒澤学園内部監査室について説明する。本監査室は、理事長直属の機関であり、内部質保証推進組織の点検・評価（C）を、学園というさらに上位の立場から監督する（根拠資料 2-3）。構成は、理事会が選任した、法人業務監査担当者 1 名、教学監査担当者 1 名の計 2 名である。いずれも、学園の事情に熟知した第三者が選ばれる。内部監査室は、原則として月 1 回の監査を行い、監事と意見交換を行いながら、業務監査結果を意見として理事長に報告する。理事長は、改善の必要を認めた場合、常任理事会に諮り、学長・大学執行部に指示する。本学は、計画（P）と点検・評価（C）の項目において、法人と教学の二重構造を採用して、体制の整備を図っている。

駒沢女子大学における教育の質保証システムイメージ図



一方、教学側において全学内部質保証推進組織の要となるのは「大学執行部」である。大学執行部の構成員は、学長、副学長、学務部長、学生部長、学群長・学部長・研究科長及び大学短大事務部長であり、全員が大学役職者である（根拠資料 2-4）。大学執行部は、学群・学部・研究科、各種委員会、事務組織で行われる、学修・生活両面を含めた学生に対する教育活動の推進に主導的な役割を果たす。教育活動の一連の過程である、計画、運営、検証、改善の全行程を掌握していることになる。

そのほか、全学内部質保証推進組織では、計画（P）面において①将来構想委員会（根拠資料 2-5）、②教育研究企画委員会（根拠資料 2-6）の 2 委員会が活動し、点検・評価（C）面において③教育指針に関する検討委員会（根拠資料 2-7）、④自己点検評価委員会（根拠資料 2-8）、⑤点検・評価・改善委員会（根拠資料 2-9）の 3 委員会が稼働している。

①は学部の改組等大学全体にわたる大きな改革を担当する部署、②は文科省の答申等を検討しながら教育の推進に対して企画、発案をする委員会である。③は本学の三つの方針が、建学の精神、教育理念及び時代に即しているかどうかの妥当性について点検・評価を行う組織、④は認証評価を中心に大学全体の自己評価を担当する委員会、⑤は点検・評価（C）の実務を遂行する委員会である。これらは全学規模の組織であり、すべて学群・各学部（一部研究科）及び事務部門から選出された委員で組織される。

以上から、本学は内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制をおおむね整備していると判断できる。

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針の策定の前提となる全学的な基本構想

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学群、学部、研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針は建学の精神と教育の理念から導き出されるべきものであることを全学的な合意事項とし、これを基本構想の柱に据えている。そこで、全学ディプロマ・ポリシーの前文には、建学の精神を反映させた学則第1条及び教育目標を示す学則第1条の3を掲出し、これらが基本構想の中心となっていることを示している（根拠資料 2-10【ウェブ】「ディプロマ・ポリシー」）。

学群、学部、研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みについては、教育活動と学生支援の立場から述べる。教育活動については、学群・学類（専攻）、学部・学科、研究科・専攻単位で3つのポリシーを明確に定めた上で、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ、学修到達度確認表（第4章参照）を作成したこと、第1次中期計画の中で「教育の充実」という戦略プランを設け、点検評価の指針を明確化し、学内で共有したこと、以上2点の取り組みを行った。学生支援については、同じく第1次中期計画の中で「学生・生徒支援体制の充実」を戦略プランとして掲げ、その中で基本目標、行動目標、将来的展望を明確化することで、PDCAサイクルを機能させやすい仕組みを作ったことが挙げられる。また、本報告書作成の前段階として、学群、学部、研究科ごとに点検評価を行った（根拠資料 2-11、2-12、2-13、2-14）。その成果が本報告書にも反映されている。

具体例の一つ挙げる。毎年実施している卒業年次アンケートの分析と改善計画は在学生にも大きく関わる面がある。そこで平成29（2017）年度卒業年次アンケートの結果（点検・評価）のうち、学修・生活の両面において学生に関連する部分を具体的事例に答えつつポータルサイト上に掲示した（改善）。これは、全学的かつ組織的なPDCAサイクルの迅速な完結例として自己評価できる（根拠資料 2-15）。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）への対応については、以下の4事例を紹介したい。

1. 平成24（2012）年度に大学基準協会に点検・評価報告書を提出した後に受けた、努力課題、改善勧告（学生の受け入れ）について平成28（2016）年7月15日に「認証評価後の駒沢女子大学の改善への取り組みについて」と題する報告を提出した（根拠資料 2-16【ウェブ】）。改善勧告を受け、報告を提出して以後の経緯をまとめておく。報告内で予定として述べた平成30（2018）年度の改組は、人文学部（入学定員450名）に替えて、人間総合学群（入学定員370名）と看護学部（入学定員80名）を設置するという内容に決定した。その後、設置届出・認可申請が受理されてから、『大学案内』（根拠資料 1-9）、リーフレットの作成、大学HPの更新、教職員の高校訪問、オープンキャンパスの開催等を行い、教育内容と学生受け入れ方針（アドミッション・ポリ

シー)を周知させるように努めた。平成 30 (2018) 年度入学試験の結果については第 5 章に譲るが、入学者をめぐる状況は大きく改善されたといえる。

2. 平成 30 (2018) 年度に開設した人間総合学群と看護学部については、同年 5 月 1 日付で、第 1 回目の「設置に係る設置計画履行状況報告書」を提出した(根拠資料 2-17【ウェブ】)。年度末に、心理学類が入学定員超過の改善に努めることとの指摘を受けたが、本年度入試において改善を果たしている。
3. 平成 29 (2017) 年 12 月 12 日に文部科学省から受けた、「学校法人駒澤学園による不正行為(文部科学省への提出書類の虚偽記載)」通知に対しては、同年 12 月 22 日付で、学園の HP に謝罪文を掲載し(根拠資料 2-18【ウェブ】)、平成 30 (2018) 年 1 月 18 日に常任理事会、同 31 日に理事会を開催し、担当者からの説明、今後の対応について協議を行った(根拠資料 2-19)。その結果、理事長、常務理事からの報酬一部返納申し出の受理、事務担当者 2 名への口頭注意処分を実行するとともに、常務理事・副学長・総務部長・看護学部長就任予定者の 4 名で構成される看護学部対応会議を設置した。また、看護学部に関しては、本件が看護学部設置準備室内の独自判断に起因した事案であったことから、当面のあいだ、学部長決裁を停止し学長決裁とすることで、看護学部の適切な運営に努めている。
4. 平成 30 (2018) 年 3 月 8 日に、文部科学省より、学校法人運営調査委員による調査結果が届き、常任理事会等の位置づけや役割を規程等で明確にすることなど、計 4 点の指導・助言事項、2 点のその他の意見を受けた(根拠資料 2-20)。これについては、理事会、常任理事会において、規程を見直すことで対応を図った(根拠資料 2-21)。

点検・評価における客観性、妥当性の確保は、点検・評価項目②で述べたように、計画(P)と点検・評価(C)において、法人と教学の二重構造を採用して、体制の整備を図っている。また、Cに属する「教育指針に関する検討委員会」では、学外者から本学の三つの方針に基づく教育活動等の取り組みについて意見聴取及び意見交換をし、本学の三つの方針とこれに基づく運用の妥当性を検証している(根拠資料 2-22)。

以上のことから、本学の内部質保証システムは方針及び手続きに基づいて有効に機能していると判断できる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
--

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性及び適切な更新

大学の諸活動の報告は、HP(根拠資料 2-23【ウェブ】)・『大学案内』(根拠資料 1-9)・学園広報誌『駒澤学園通信』(根拠資料 2-24)等の各媒体を通じて、在学生・保護者・卒業生・人事採用担当者・一般閲覧者等に向けて、積極的な情報公開に努めている。HP での公開情報は、教育研究情報・大学の運営状況(財務情報)(根拠資料 2-25【ウェブ】)、自己点検・評価結果(根拠資料 2-16【ウェブ】)、学生の様々な活動状況等、大学の活動全般

に及んでいる。

公表する情報の正確性、信頼性は、学群長・各学部長・各教授会より選出された若干名の委員及び事務職員で構成される「広報委員会」（根拠資料 2-26）及び IR・広報部がこれを検証し、また設置関連書類等大学の運営に深く関わる情報については稟議に回す等、慎重を期した対応を心掛けている。公表する情報の更新も、IR・広報部が常に監視し、関係各部署と連携しながら行っている。

以上から、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を十分に果たしていると判断できる。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的な PDCA サイクルの適切性・有効性、適切な根拠に基づく内部質保証システムの点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上 評価の視点2：全学内部質保証推進組織と各部局間の PDCA マネジメントの連携
--

本学の全学的 PDCA サイクルは、点検・評価項目②で述べたように、学長・大学執行部の主導のもとで稼働している。全学的 PDCA サイクルの適切性、有効性に関しては、法人側の組織である「学校法人駒澤学園内部監査室」が、現場の担当者から直接話を聞くことも含め、客観的な立場から定期的に点検・評価を行う。また、点検・評価結果に基づく改善・向上は、理事長が、内部監査室の報告（適切な根拠）を受け（根拠資料 2-27「内部監査室報告書」）、結果を学長・大学執行部に指示することで実施されている。さらに、同じく法人側の組織である「中長期計画策定委員会」が、改善・向上策を盛り込んだ上で、中期的な指針（適切な資料・情報）を提示するというかたちでも実現している。

大学全体の点検評価については「自己点検評価委員会」が発足し、本報告書作成にあたった（根拠資料 2-28「自己点検評価委員会議事録」）。本委員会の存在自体が改善に向け動きの1つとも言えるであろう。

学群・学部・研究科、各部局の PDCA の管理に関しては、P・D（計画・実行）を除いた C・A（点検・改善）において、全学内部質保証推進組織との結びつきが弱い傾向にある。例えば、過去に学長が入試結果、卒業年次アンケート等をふまえ、各学科のミッションの提示と点検・評価を求めた事はあるが、それを活かした活動、検証は行われていない。また逆に、学群及び学部の一部学科で新入生アンケートを実施したが、結果は内部で処理され上位組織に上がっていかないのが実情である。これは問題点として後述する。

以上から、本学は内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているとおおむね判断できるが、全学内部質保証組織の PDCA サイクルと、各部局の PDCA サイクルの結びつきに若干の問題点を残しており、そのため改善・向上に向けた取り組みについてなお改善の余地があると判断される。

（2）長所・特色

本学は、計画（P）と点検・評価（C）の項目において、法人と教学の二重構造を採用した体制を整えている。この点は長所として評価したい。また、前回（2012年度）、大学基準協会に提出した駒沢女子大学点検評価報告書の「X. 内部質保証」で改善すべき事項のひとつとして指摘した、教員間の「温度差」の問題は、FD、SD活動への教員原則全員参加を義務づけたことでほぼ解消された。

具体例を挙げる。平成30（2018）年2月15日に開催されたFD研修会講演の参加状況は、人文学部専任教員64名中58名出席（出席者全員アンケート提出。以下同じ）、人間健康学部専任教員16名中13名出席であった。そして、3月8日、不参加者に対して再度同内容で研修会講演を開催した。その結果は、人文学部専任教員不参加者6名中4名出席、人間健康学部専任教員不参加者3名中1名出席、再開不参加者3名中2名は資料を読みアンケート提出、3名中1名は体調不良により完全不参加、といった状況であった。FD活動の全員参加の義務づけは、本学の特色の一つといえる。

（3）問題点

全学内部質保証組織中、中長期計画策定委員会、将来構想委員会、教育研究企画委員会、自己点検評価委員会、以上4組織の規程の整備が遅れていた。いずれも「全学基本方針」に基づいて運用され、特段の支障は生じていなかった。これらについては平成31（2019）年4月1日付で規程を制定、施行することとした。また、全学内部質保証組織の要となる大学執行部は内規が存在するものの（根拠資料2-4）、正式な規程は整っていない。これについても、早急な対応が望まれる。

また、点検・評価項目⑤で指摘したように、全学内部質保証組織のPDCAサイクルと、各部局のPDCAサイクルの結びつきが不明瞭であり、各部局のPDCAの管理が組織的に行われているとはいいがたい。下位組織である、学群（学類）・学部（学科）・研究科（専攻）のP（3つの方針に基づく教育の企画・設計）とD（教育活動の展開）は、全学組織である教務委員会等が統括している。しかし、C（教育の有効性の検証）とA（検証結果をふまえた改善・向上）に関しては、学類、学科のディプロマ・ポリシーで教育の評価方法を具体的に明示してはいるが、その結果の評価は各部局にゆだねられ、報告が定期的に全学内部質保証組織に上がってくることはない。今後、大学は、各部局がCとAを的確に実施しているかの確認、助言等を行いながら、密接な連携を保っていく必要がある。

（4）全体のまとめ

現状説明に記述したように、本学の内部質保証システムは概ね良好に機能していると判断できる。全学内部質保証推進組織と各部局との関係性に問題は残るが、法人側、教学側が一体となりPDCAサイクルを機能させることで、建学の精神、教育の理念の実現を目指すべく、恒常的・継続的に大学教育の質保証及び向上に努めている。三つのポリシーも、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ、学修到達度確認表を備え、学群・学部・研究科、すべてにおいて、それらに基づき教育活動を展開させている。また、外部評価を取り入れ、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項にも真摯な対応を見せている。社会に向けての情報公開についても、主にウェブを通して説明責任を果たしていると判断できる。